文教委員会資料

令和４年２月２２日

子ども未来部

子ども家庭支援センター

子育て応援課

保育課

第１７号議案

第１８号議案　関連資料

**１　改正の概要**

　子育てに関する「支援センター」の呼称を整理し、相談先の明確化を図る。

＜改正前＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称  (所在地) | 子ども家庭支援センター  （二葉１－７－１５） | 子育て支援センター  【家庭あんしんセンター内】  （平塚２－１２－２） | 地域子育て支援センター  【ぷりすくーる西五反田内】  （西五反田３－９－９） |
| 運営状況 | 令和2年4月より区に設置 | 指定管理者（社福）福栄会 | 指定管理者（社福）福栄会 |
| 設置根拠 | 品川区子ども家庭支援センター条例 | 品川区立家庭あんしんセンター条例 | 品川区立就学前乳幼児教育施設条例 |

＜改正後＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 子ども家庭支援センター  （変更なし） | 名称廃止  (家庭あんしんセンター内の機能として位置づけ) | ふれあい交流室  （ポップンルームとオアシスルームとして位置づけ） |

**２　改正にともなう変更点等**

　（１）家庭あんしんセンター内の「ショートステイ」を「子どもショートステイ」と

改称し、利用対象者の明確化を図る。

　（２）子どもショートステイの利用年齢を「1歳半～12歳」から「1歳～15歳」に広げ対象者を拡大する。

**３　施行日**

　令和４年４月１日

品川区立家庭あんしんセンター条例　新旧対照表

| 新 | | | | | 旧 | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○品川区立家庭あんしんセンター条例 | | | | | ○品川区立家庭あんしんセンター条例 | | | | |
| 平成14年７月15日条例第25号 | | | | | 平成14年７月15日条例第25号 | | | | |
| （設置） | | | | | （設置） | | | | |
| 第１条　母子家庭に対する自立生活支援および子育て家庭に対する育児支援を図るため、品川区立家庭あんしんセンター（以下「センター」という。）を設置する。 | | | | | 第１条　母子家庭に対する自立生活支援および子育て家庭に対する育児支援を図るため、品川区立家庭あんしんセンター（以下「センター」という。）を設置する。 | | | | |
| ２　センターの所在地は、東京都品川区平塚二丁目12番２号とする。 | | | | | ２　センターの所在地は、東京都品川区平塚二丁目12番２号とする。 | | | | |
| （事業） | | | | | （施設および事業） | | | | |
| 第２条　センターは、前条第１項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 | | | | | 第２条　センターは、前条第１項の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設において、それぞれ当該各号に定める事業を行う。 | | | | |
| (１)　ひまわり荘（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第38条の母子生活支援施設をいう。以下同じ。）の設置および運営に関すること。 | | | | | (１)　ひまわり荘（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第38条に規定する母子生活支援施設とする。）　法第23条に基づく母子保護の実施に関すること。 | | | | |
| (２)　子どもショートステイ（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第１条の２の10第１項の短期入所生活援助事業をいう。以下同じ。） | | | | | (２)　子育て支援センター　次に掲げる事業 | | | | |
|  | | | | | ア　育成相談その他の児童に関する相談 | | | | |
|  | | | | | イ　支援を要する子ども家庭への援助 | | | | |
|  | | | | | ウ　ショートステイ | | | | |
|  | | | | | エ　トワイライトステイ | | | | |
|  | | | | | オ　育児支援ヘルパーの派遣 | | | | |
| (３)　トワイライトステイ（児童福祉法施行規則第１条の３第１項の夜間養護等事業をいう。以下同じ。）  　(４)　育成相談その他の児童に係る相談に関すること。 | | | | |  | | | | |
| (５)　支援を要する子ども家庭への援助に関すること。  　(６)　育児支援ヘルパーの派遣に関すること。 | | | | |  | | | | |
| (７)　ファミリー・サポート・センター事業（育児に係る地域での相互援助活動に対する支援に関する事業をいう。） | | | | | (３)　ファミリー・サポート・センター　育児に関する地域での相互援助活動に対する支援に関すること。 | | | | |
| （ひまわり荘の利用） | | | | | （ひまわり荘の利用） | | | | |
| 第３条　ひまわり荘を利用できる者は、法第23条の規定による母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）の決定を受けた者とする。 | | | | | 第３条　ひまわり荘を利用できる者は、法に基づき保護の実施の決定を受けた者とする。 | | | | |
| ２　区長は、ひまわり荘の利用に関し、母子保護の実施の委託を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を拒否することができる。 | | | | | ２　区長は、ひまわり荘の利用に関し、法に基づく母子保護の実施の委託を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を拒否することができる。 | | | | |
| (１)　利用者が定員に達しているとき。 | | | | | (１)　利用者が定員に達しているとき。 | | | | |
| (２)　感染症にかかっているとき。 | | | | | (２)　感染症にかかっているとき。 | | | | |
| (３)　前２号に掲げるもののほか、正当な理由があるとき。 | | | | | (３)　前２号に掲げるもののほか、正当な理由があるとき。 | | | | |
| ３　区長は、ひまわり荘を利用している者が母子保護の実施を解除されたときは、退所させるものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、相当の期間を定めて退所を猶予することができる。 | | | | | ３　区長は、ひまわり荘を利用している者が法に基づく母子保護の実施を解除されたときは、退所させるものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、相当の期間を定めて退所を猶予することができる。 | | | | |
| ４　区長は、前項ただし書の規定により猶予を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、退所させることができる。 | | | | | ４　区長は、前項ただし書の規定により猶予を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、退所させることができる。 | | | | |
| (１)　この条例または区長の指示に違反したとき。 | | | | | (１)　この条例または区長の指示に違反したとき。 | | | | |
| (２)　前号に掲げるもののほか、ひまわり荘の利用が不適当であるとき。 | | | | | (２)　前号に掲げるもののほか、ひまわり荘の利用が不適当であるとき。 | | | | |
|  | | | | |  | | | | |
| （省略） | | | | | （省略） | | | | |
| （子どもショートステイ等の利用） | | | | | （子育て支援センターの利用） | | | | |
| 第５条　子どもショートステイまたはトワイライトステイ（以下「子どもショートステイ等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。 | | | | | 第５条　子育て支援センターのショートステイ室またはトワイライトステイ室（以下「ショートステイ室等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。 | | | | |
| ２　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、もしくは利用を停止し、または利用の条件を変更することができる。 | | | | | ２　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、もしくは利用を停止し、または利用の条件を変更することができる。 | | | | |
| (１)　利用の目的または条件に違反したとき。 | | | | | (１)　利用の目的または条件に違反したとき。 | | | | |
| (２)　この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。 | | | | | (２)　この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。 | | | | |
| (３)　前２号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 | | | | | (３)　前２号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 | | | | |
| （子どもショートステイ等の利用料金） | | | | | （子育て支援センターの利用料金） | | | | |
| 第６条　子どもショートステイ等の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で、指定管理者（第９条第１項に規定する指定管理者をいう。次項および第４項ならびに次条第４項において同じ。）があらかじめ区長の承認を得て定める額とする。 | | | | | 第６条　ショートステイ室等の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内で、指定管理者（第９条第１項に規定する指定管理者をいう。次項および第４項ならびに次条第５項において同じ。）があらかじめ区長の承認を得て定める額とする。 | | | | |
| ２　前条第１項の規定により子どもショートステイ等の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、前項に定める額の利用料金を前納しなければならない。 | | | | | ２　前条第１項の規定によりショートステイ室等の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、前項に定める額の利用料金を前納しなければならない。 | | | | |
| ３　区長は、特に必要があると認めたときは、第１項の利用料金を減額し、または免除することができる。 | | | | | ３　区長は、特に必要があると認めたときは、第１項の利用料金を減額し、または免除することができる。 | | | | |
| ４　既納の利用料金は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、指定管理者は、その全部または一部を返還することができる。 | | | | | ４　既納の利用料金は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、指定管理者は、その全部または一部を返還することができる。 | | | | |
| （休業日等） | | | | | （休業日等） | | | | |
| 第７条　センターの休業日は、12月29日から翌年の１月３日までの日（以下「年末年始」という。）とする。ただし、第２条第１号の事業は、年末年始においても行うものとする。 | | | | | 第７条　センター（ひまわり荘を除く。）の休業日は、12月29日から翌年の１月３日までとする。 | | | | |
| ２　センターの利用時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 | | | | | ２　センターの施設（ひまわり荘ならびに子育て支援センターのショートステイ室およびトワイライトステイ室を除く。）の利用時間は、午前９時から午後６時までとする。 | | | | |
| (１)　第２条第１号および第２号の事業　午前零時から午後12時まで | | | | |  | | | | |
| (２)　第２条第３号の事業　午後５時から午後10時まで | | | | |  | | | | |
| (３)　第２条第４号から第７号までの事業　午前９時から午後６時まで | | | | |  | | | | |
|  | | | | | ３　子育て支援センターのトワイライトステイ室の利用時間は、午後５時から午後10時までとする。 | | | | |
| ３　前２項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 | | | | | ４　前３項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 | | | | |
| ４　第１項および第２項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 | | | | | ５　第１項から第３項までの規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 | | | | |
| （省略） | | | | | （省略） | | | | |
| （指定管理者の行う業務） | | | | | （指定管理者の行う業務） | | | | |
| 第11条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 | | | | | 第11条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 | | | | |
| (１)　第２条各号に規定する事業の運営に関すること。 | | | | | (１)　第２条各号に規定する事業の運営に関すること。 | | | | |
| (２)　 子どもショートステイ等の利用の承認および承認の取消しに関すること。 | | | | | (２)　ショートステイ室等の利用の承認および承認の取消しに関すること。 | | | | |
| (３)　 子どもショートステイ等の利用に係る利用料金の徴収に関すること。 | | | | | (３)　ショートステイ室等の利用に係る利用料金の徴収に関すること。 | | | | |
| (４)　施設等の維持および修繕に関すること。 | | | | | (４)　施設等の維持および修繕に関すること。 | | | | |
| (５)　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務 | | | | | (５)　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務 | | | | |
| （省略） | | | | | （省略） | | | | |
|  | | | | |  | | | | |
| 別表（第６条関係） | | | | | 別表（第６条関係） | | | | |
|  | 名称 | 利用区分 | 利用料金 |  |  | 名称 | 利用区分 | 利用料金 |  |
|  | 子どもショートステイ | 児童１人につき１泊２日 | 6,000円 |  |  | ショートステイ室 | 児童１人につき１泊２日 | 6,000円 |  |
|  | （２泊目以後は、１日につき3,000円を加算する。） |  |  | （２泊目以後は、１日につき3,000円を加算する。） |  |
|  | トワイライトステイ | 児童１人につき１回 | 1,200円 |  |  | トワイライトステイ室 | 児童１人につき１回 | 1,200円 |  |
|  | | | | |  | | | | |
| 付　則  　この条例は、令和４年４月１日から施行する。 | | | | |  | | | | |

品川区立就学前乳幼児教育施設条例　新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| ○品川区立就学前乳幼児教育施設条例 | ○品川区立就学前乳幼児教育施設条例 |
| 平成15年12月８日条例第35号 | 平成15年12月８日条例第35号 |
| （設置） | （設置） |
| 第１条　小学校就学前の乳幼児に対し、保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育および教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るとともに、地域における子育て家庭を支援するため、品川区立就学前乳幼児教育施設（以下「教育施設」という。）を設置する。 | 第１条　小学校就学前の乳幼児に対し、保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育および教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るとともに、地域における子育て家庭を支援するため、品川区立就学前乳幼児教育施設（以下「教育施設」という。）を設置する。 |
| （省略） | （省略） |
| （施設および事業） | （施設および事業） |
| 第３条　教育施設は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設において、それぞれ当該各号に定める事業を行う。 | 第３条　教育施設は、第１条の目的を達成するため、次の各号に掲げる施設において、それぞれ当該各号に定める事業を行う。 |
| (１)　保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第３項の規定に基づき設置する保育所とする。）　児童福祉法第24条第１項の規定による保育の実施（以下「保育の実施」という。）および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第２号の時間外保育（以下「時間外保育」という。）の実施に関すること。 | (１)　保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第３項の規定に基づき設置する保育所とする。）　児童福祉法第24条第１項の規定による保育の実施（以下「保育の実施」という。）および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第２号の時間外保育（以下「時間外保育」という。）の実施に関すること。 |
| (２)　幼児教育施設（児童福祉法第59条の２第１項の規定に基づき東京都知事に届け出た施設とする。）　幼稚園教育要領に準じた幼児教育（以下「幼児教育」という。）および預かり保育の実施に関すること。 | (２)　幼児教育施設（児童福祉法第59条の２第１項の規定に基づき東京都知事に届け出た施設とする。）　幼稚園教育要領に準じた幼児教育（以下「幼児教育」という。）および預かり保育の実施に関すること。 |
| (３)　ふれあい交流室　子育てについての相談その他の地域における子育て支援に関すること。 | (３)　地域子育て支援センター（以下「センター」という。）　子育てに  ついての相談その他の地域における子育て支援に関すること。 |
| （省略） | （省略） |
| （子育て支援の実施） | （子育て支援の実施） |
| 第11条　ふれあい交流室は、次に掲げる事業を行う。 | 第11条　センターは、次に掲げる事業を行う。 |
| (１)　子育てについての相談および援助に関すること。 | (１)　子育てについての相談および援助に関すること。 |
| (２)　子育てサークル等の育成および支援に関すること。 | (２)　子育てサークル等の育成および支援に関すること。 |
| (３)　前２号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事業 | (３)　前２号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事業 |
| ２　ふれあい交流室の開館時間は、午前８時30分から午後６時までとする。 | ２　センターの開館時間は、午前９時から午後６時までとする。 |
| （省略） | （省略） |
| 付　則  　この条例は、令和４年４月１日から施行する。 |  |